

「参加資格なし」に対する理由請求

工事件名：R 8・9 球磨川渡遊水地築堤外工事

質問日：令和 8 年 7 月 3 1 日

差出人：株式会社ノバック 九州支店 支店長 田島 知実

契約担当官：支出負担行為担当官 九州地方整備局長 垣下 禎裕

【質問内容】

1. 「配置を予定する技術者が適正であると認められない」とされた具体的な理由について

参加資格無の理由として「配置を予定する技術者が適正であると認められない」と記載されておりますが、具体的にどのような点が基準を満たしていなかったと判断されたのか、その詳細な理由をご教示ください。

2. 技術者の従事期間に関する解釈について

もし上記 1 の理由が「技術者の従事期間」に関するものである場合、以下の通り実績を満たしていると考えております。

- ・ 契約工期の始期日より 2 ヶ月程後に従事しておりますが、最初の 1 ～ 2 ヶ月は準備工等であり、その間に同種工事が施工されているとは、考えられず、同種工事が配置予定技術者の従事期間に施工されたと考えます。
- ・ 別添の工程表の通り、同種工事は平成 30 年 4 月以降に施工しております。
- ・ 当該技術者は、平成 29 年 11 月 6 日から当該工事に配置しております。

上記より、同種工事の経験要件を満たしているものと考えておりますが、本件においてこの実績が認められない理由（解釈の相違など）がございましたらご教示ください。

3. 添付書類（最終の工程表等）の要件と審査基準の変更について

もし資格を認めていただけない理由が、チェックリストにある「当該工事の従事期間を確認できる書面」の未添付によるものである場合、以下の点について、ご確認をお願い致します。

- ・ チェックリストの記載において、「最終の工程表等が必要」との記載は見受けられますが、他の必須資料のように「必須提出」とは明記されておりませんでした。
- ・ 従前（昨年度まで）の同種工事の審査においては、最終の工程表を添付していない場合でも参加資格を認めていただいております。

上記を踏まえ、今年度から審査基準や運用方法が変更になったのでしょうか。変更されたのであれば、その根拠となる通知や基準について、ご教示願います。